



「マイナポイントの事業」の 延長について



総務省の消費活性化策として実施している、「マイナポイント事業」の期間が令和3年9月末まで延長されます。

令和3年3月末までにマイナンバーカードの交付申請をした方については、令和3年9月末までにマイナポイントの申し込み及びキャッシュレス決済サービスのご利用によってマイナポイントを取得することができます。ぜひ、期間内にマイナンバーカードの交付申請をしていただき、マイナポイント事業をご利用ください。

※4月以降に申請をした方は申し込みをすることができません。



マイナポイント事業の詳細は、潮来市ホームページをご覧ください。右のQRコードからご確認ください。



「マイナポイント手続き支援について」

令和3年3月末までにマイナンバーカードの交付申請をした方については、マイナポイントの申し込み手続きをご自宅で行うことも可能ですが、対応したスマートフォン等が必要となります。潮来市では、ご自宅でマイナポイント手続きが行えない方のために、マイナポイント手続き支援を実施しています。

【日 時】

平日 午前9時～午後4時（9月末まで）

【場 所】

潮来市役所本庁舎1階 市民課前のフロア（特設ブース）

【必要なもの】

- ・マイナンバーカード
- ・4桁の暗証番号（カード申請時に設定した4桁の暗証番号）
- ・決済サービスID及びセキュリティコード

※決済サービスによりマイナポイントの申し込みについて事前登録が必要な場合があります。



（特設ブースの様子）

【お問合せ】 企画調整課 企画調整グループ ☎63-1111 内線211～213